

一般社団法人大学アドミッション専門職協会 規程

会員及び会費等に関する規程

令和2年12月21日制定

令和3年4月12日改定

令和3年6月11日改定

(会員及び会費等に関する事項)

第1条 本規程では、一般社団法人大学アドミッション専門職協会（以下「本法人」という）定款第5条、第6条及び第7条の規定により、会員及び会費等に関する事項を定める。

(会員の入会)

第2条 本法人に入会を希望する者は、所定の様式に必要事項を記入し、事務局に提出する。

- 2 正会員の資格は、理事会において入会が認められた後、第6条に定める会費等の入金が確認された日に発効する。

(正会員)

第3条 正会員は、この法人が定款で定める目的に賛同し、高等教育機関等で大学入学者選抜に関する研究又は実務に携わっている個人からなる。

- 2 正会員は、所属する部局の長からの別に定める推薦状を事務局に提出できる者、又は本法人の正会員2名から別に定める推薦状を得られる者とする。
- 3 高等教育機関等の所属から転出した者は、翌事業年度より正会員の資格を喪失する。
- 4 定年等によって退職した者は、翌事業年度より正会員の資格を喪失する。

(名誉会員)

第4条 名誉会員は、この法人の育成と大学アドミッション専門職の進歩に著しい功績のあった者で理事会の推薦と社員総会の承認を得た個人からなる。

- 2 名誉会員は、研究会等に参加することができる。

(賛助会員)

第5条 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、その事業を支援する個人または団体からなる。なお、団体の場合は学校教育法第1条にある範囲及びその範囲に準じた団体とし、営利企業等の団体は賛助会員となることができない。

- 2 賛助会員は、公開形式の研究会等に限り参加することができる。

3 本法人は賛助会員に対し、情報提供を行う。

(正会員の会費等)

第6条 正会員の入会金額、会費金額は次の通りとする。

入会金 3,000円

会費 7,000円

2 会費の対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 会費は、原則として毎年5月30日までに納入しなければならない。なお、期中に新規入会した場合、入会を認めた通知書の受領日から原則として2週間以内に上記の入会金と会費を納入する。

4 会費を2年間納入しない場合、研究会等、本協会の活動に参加する資格を喪失する。

5 事務局主査、並びに事務局職員は、入会金、会費を免除する。ただし、役員の場合はいずれも免除しない。

(賛助会員の入会金額等)

第7条 賛助会員は、個人または団体とし、各々の入会金等は次の通りとする。なお、会費を納めることは要しないが、団体の賛助会員は賛助金を任意で納入する。

(1) 個人

入会金 6,000円

(2) 団体

入会金 50,000円

賛助金 年間1口 30,000円

2 賛助会員は、退会の意思表示をしない限り毎年の自動継続を原則とする。但し、本法人から賛助会員の継続に関する意思確認を行う場合がある。

3 個人の賛助会員は、入会手続きを行った日から原則として2週間以内に入会金を納入しなければならない。

4 団体の賛助会員は、第5条第1項の規程に基づく。団体の賛助会員の場合、理事長による入会の承認を得なければならない。入会の承認を得た後、指定された期日までに入会金等を納入しなければならない。

(会費等の返金)

第8条 入金済の入会金、会費の返金は原則として応じない。ただし、会費等において、申請者本人の責によらない理由により返金に応ずる場合は、振込手数料を差し引いた金額を返金するものとする。

各種委員会等に関する規程

令和2年12月21日制定

令和3年8月4日改定

(各種委員会等に関する事項)

第1条 本規程では、一般社団法人大学アドミッション専門職協会(以下「本法人」という)定款第42条の規定により、協会運営委員会並びに各種委員会に関する事項を定める。

(各種委員会等の構成)

第2条 本法人は、協会運営委員会並びに各種委員会を置き、各種委員会内に部門を置く。

(1) 協会運営委員会

各種委員会等の運営に関する事項

各種委員会及び部門の設置・連絡調整に関する事項

(2) 事業推進委員会

次の各部門の統括、各部門委員の指名及び事務手続きに関する事項

イ 事業企画部門

正会員、名誉会員、賛助会員を対象とした定例企画と実施等に関する事項

ロ 大会実施部門

年次大会の企画と実施等に関する事項

(3) 研究・交流委員会

次の各部門の統括、各部門委員の指名及び事務手続きに関する事項

ハ 調査研究部門

大学アドミッション及び専門職の調査・研究に関する事項

ニ 交流部門

国内外の大学アドミッション及び関連諸科学の諸団体との交流及び情報交換に関する事項

(4) 職能資格表彰委員会

大学アドミッションに関わる職能の評価及び資格の認定に関する事項

本法人の倫理及び表彰・名誉会員に関する事項

本委員会委員の指名及び事務手続きに関する事項

(協会運営委員会の委員の選任)

第3条 協会運営委員会の委員は、以下の通りとし、理事会が委嘱を行う。

(1) 理事

(2) 各種委員会の委員長

- (3) 事務局長
 - (4) その他協会運営委員長が必要と認める者
- 2 協会運営委員長は、理事長を充てる。
 - 3 協会運営委員会副委員長は、理事長が指名する。

(各種委員会の委員の選任)

- 第4条 各種委員会の委員は、社員の中から理事会において選任し委嘱を行う。
- 2 各種委員会の委員長、副委員長は、理事長が指名する。

(各種委員会の委員の任期)

- 第5条 各種委員会の委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(各種委員会の部門委員の選任)

- 第6条 各種委員会は、部門を置くことができる。部門を置く場合は、各種委員会の委員長が部門委員を指名する。
- 2 部門の部門長は、当該部門所轄の各種委員会の委員長が指名する。副部門長を置く場合も同様とする。
- 3 各種委員会の部門等について必要な事項は、協会運営委員会において別に定める。

(各種委員会の部門委員の任期)

- 第7条 各種委員会の部門委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(各種委員会の作業部会等)

- 第8条 各種委員会は、作業部会等を置くことができる。
- 2 各種委員会の作業部会等について必要な事項は、協会運営委員会において別に定める。

事務局の組織及び運営に関する規程

令和2年12月21日制定

令和3年8月4日制定

(事務局の組織及び運営に関する事項)

- 第1条 本規程では、一般社団法人大学アドミッション専門職協会(以下「本法人」という)

定款第44条の規定により、事務局の組織及び運営に関する事項を定める。

(事務局長)

第2条 事務局には事務局長を置く。

- 2 事務局長は、理事会が選任し、委嘱を行う。
- 3 事務局長は、本法人の事務局の各部門を統括し、その職務全般に責任を負う。
- 4 事務局長は、理事会に陪席することができる。また、必要に応じて議題に関わる参考人を陪席させることができる。
- 5 事務局長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(事務局総務部門)

第3条 事務局に事務局総務部門を置き、総務を所管する。

- 2 総務を統括する事務局総務部門長を置く。総務部門長は理事会が選任し、委嘱を行う。
- 3 総務の実務を担当する部門委員を置くことができる。部門委員は事務局長が指名及び指名に関する事務手続きを行う。
- 4 事務局総務部門長及び総務部門委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(事務局職能資格表彰部門)

第4条 事務局に職能資格表彰部門を置き、資格認定等の事務を所管する。

- 2 資格認定等の事務を統括する事務局職能資格表彰部門長を置く。職能資格表彰部門長は理事会が選任し、委嘱を行う。
- 3 資格認定等の実務を担当する部門委員を置くことができる。部門委員は事務局長が指名及び指名に関する事務手続きを行う。
- 4 事務局職能資格表彰部門長及び職能資格表彰部門委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(事務局広報部門)

第5条 事務局に広報部門を置き、協会広報を所管する。

- 2 協会広報の実務を統括する事務局広報部門長を置く。広報部門長は理事会が選任し、委嘱を行う。
- 3 協会広報の実務を担当する部門委員を置くことができる。部門委員は事務局長が

指名及び指名に関する事務手続きを行う。

- 4 事務局広報部門長及び広報部門委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(事務局編集部門)

第6条 事務局に編集部門を置き、協会における刊行物等の編集発行を所管する。

- 2 編集発行の実務を統括する事務局編集部門長を置く。編集部門長は理事会が選任し、委嘱を行う。
- 3 編集発行の実務を担当する部門委員を置くことができる。部門委員は事務局長が指名及び指名に関する事務手続きを行う。
- 4 事務局編集部門長及び編集部門委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(専務理事)

第7条 事務局に専務理事を置くことができる。

- 2 専務理事を置く場合に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

(事務局職員)

第8条 事務局に専従の職員を置くことができる。

- 2 事務局に専従の職員を置く場合に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

事務所の組織及び運営に関する規程

令和3年8月4日制定

(事務所の組織及び運営に関する事項)

第1条 本規程では、一般社団法人大学アドミッション専門職協会(以下「本法人」という)定款第2条の規定に基づき、主たる事務所の組織及び運営に関する事項を定める。なお、事務所は法人管理局の別称を用いる。

(法人管理局)

第2条 法人管理局には法人管理局長を置く。

- 2 法人管理局長は、理事長が選任し、委嘱を行う。

- 3 法人管理局长は、本法人の会計、法務、資産管理を統括し、職務全般に責任を負う
- 4 法人管理局长の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(会計部長)

第3条 法人管理局には会計部長を置く。

- 2 会計部長は、理事長が指名し、法人管理局长が指名に関する事務手続きを行う。
- 3 会計部長は、会計業務を統括する。
- 4 会計部長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。なお、会計部長は再任を原則認めない。

(会計部主査)

第4条 法人管理局には会計部主査を置く。

- 2 会計部主査は、法人管理局长が指名及び指名に関する事務手続きを行う。
- 3 会計部主査は、会計業務の実務を担当する。
- 4 会計部主査の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(法人管理局職員)

第5条 法人管理局に専従の職員を置くことができる。

- 2 法人管理局に専従の職員を置く場合に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

(会計部主査及び法人管理局職員の入会金・会費の扱い)

第6条 会計部主査及び法人管理局職員は「会員及び会費等に関する規程」第6条第5項と同等の扱いとする。

顧問に関する申し合わせ

令和2年12月21日制定

(顧問の選任)

- 1 顧問は、理事長が指名し、理事会において任期を定めて選任する。

(顧問の任期)

- 2 顧問の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社

員総会の終結の時までとする。

(顧問の職務を行うために要する費用)

- 3 顧問の職務を行うために要する費用において、旅費、交通費、宿泊費については、本法人が負担する。ただし、顧問が正会員の場合は、負担しない。